

# N H K 受信料のお支払いは、組合まとめ払いが大変お得です！

旅館やホテルといった宿泊施設に、テレビなどの受信機がある場合、設置場所（部屋）毎の受信契約が必要となります。事業所などの住居スペース以外の場所に設置されているテレビなどの受信機について、同一敷地内に設置された台数分すべてにおいて、受信契約を結ばなければなりません。

一括してそれらの受信機に対する契約を結んでいただく場合、事業所割引という制度があります。この事業所割引は、2 台目以降の放送受信料の半額が割引になる制度です。詳細は <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/jigyousyo-waribiki.html> をご覧くださいませ。

これに、まだ、組合とりまとめ支払い申込書をご記入いただきますと、+13 パーセントの割引が適応されます。台数に応じて割引率が変わりますので、詳しくは組合までお尋ねください。

また、受信契約のお支払いは 3 パターン。①2 か月ごとのお支払い②半年払い③年払いがあり、半年以上の前払いをしていただくと、5 パーセント。年払いの前払いで、7 パーセントと更にお得です！

## ■ 組合団体とりまとめのご案内

お申し込みについて

- 1、組合員であるのが大前提です
- 2、N H K の受信契約を結ぶこと
- 3、今までのお支払いに滞納がないこと
- 4、事業所割と組合団体とりまとめの 2 契約を結ぶこと
- 5、かならず支払い期日中に納付することを約束できること

※受信料の試算をいたしますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。

## ■ お支払いの方法

偶数月の 20 日前後に、組合より、請求書を発行しますので、必ず、翌月の奇数月の指定日（だいたい 10 日前後で、請求書に明記されます）までに、所定の滋賀銀行の口座に振り込みまたは、滋賀銀行のみ、引き落としをさせていただきます。

この指定日に遅れた場合、再請求をさせていただきますが、必ず、再指定日までにお振込みをお願いしております。これに遅れますと、次期からの組合員とりまとめ払いから外れますのでご注意ください。

## ■ 変更や契約解除について

休業・組合からの脱退・代表者変更・住所などの変更がある場合は、必ず、組合に届け出が必要です。また、別途 N H K との契約の変更の手続きを要する場合があります。

## ■ 組合団体とりまとめ解除について

再請求後、お支払いがない場合、組合団体とりまとめ解除となる場合があります。解除後は、とりまとめで適応された金額ではなく、割引のない金額での請求が、直接 N H K から届くこととなりますので、ご了承くださいませ。